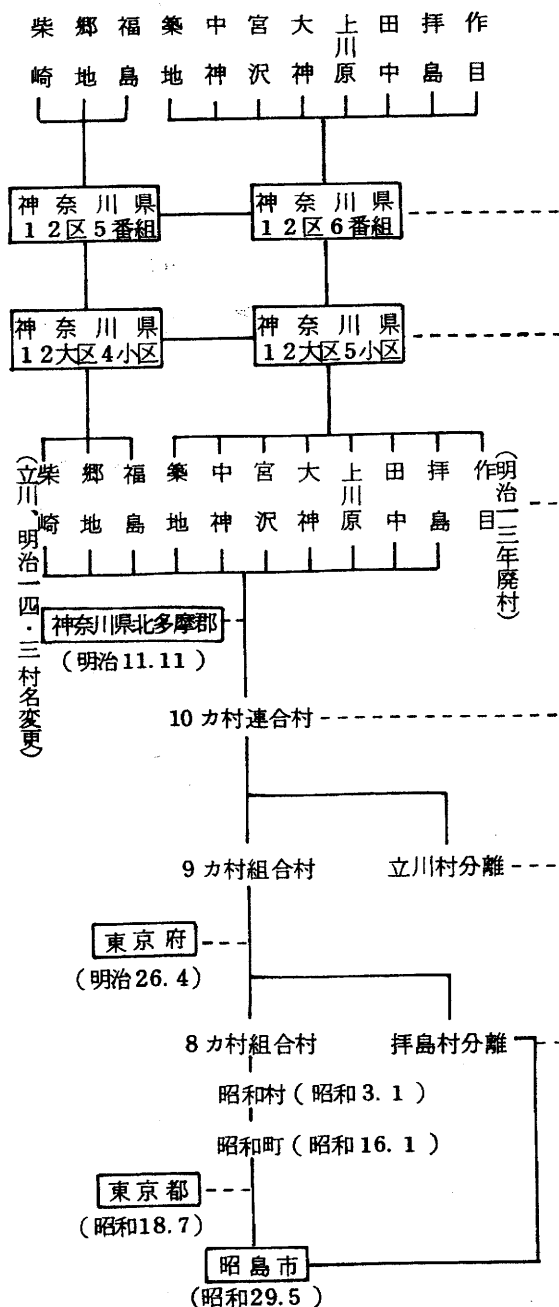


ぶらりわが街宮沢界限

(28) 近世行政区画の変遷 -1- 宮沢村(市域)は、神奈川県だった

昭和 29 年(1954)5 月 1 日に昭和町と拝島村が合併して、「昭島市」(東京都で 7 番目)が生まれるまでは、近世各村の統廃合に多くの紆余曲折(うよきょくせつ)があつた。

慶応 3 年(1867)10 月 12 日、将軍徳川慶喜は政権を朝廷に返還し、15 代 260 余年続いた徳川の世に終止符が打たれ、同年 12 月 9 日王政復興を宣言し、新しい政治体制が誕生すると、市域にもさまざまな面で新体制が生まれ、地方行政制度も徐々に改編され、慶応 4 年(1868)閏(うるう)4 月「藩をやめ県を置く」という廃藩置県(はいはんちけん)を行い、9 月に年号を「明治」にしました。市域村落の中神・宮沢・築地・上川原村は、幕府領で葦山(いらやま)代官支配地域は、「葦山県」、他の拝島・大神・田中村等は、旗本領で「品川県」に分割された。しかし、明治 5 年(1872)に市域をはじめ多摩地域は、新設の「神奈川県」管轄下に移され多摩郡に属した。明治 11 年(1878)11

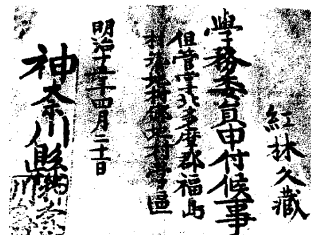


(近世村落)(明治六・五)(明治七・六)(明治一・七)(明治一七・七)(明治二・四)(明治三・四)

月多摩郡は、南多摩・西多摩・北多摩の三部に分割され、市域は「北多摩郡」(郡役所は「府中」)に属した。明治 17 年(1884)7 月には、連合戸長制を施行、市域九カ村は立川村(旧柴崎村)と十カ連合村をつくり、役場を中神村に置いた。だが、明治 22 年(1889)およそ 300 から 500 戸を標準とした行政単位での町村分合を推進し、立川村が分離独立し市域九カ村は組合村を結成し、戸長役場を大神村に置いた。

○ 東京府に編入一江戸が東京になっても、飲み水は玉川上水が頼りでした。しかし、上水沿岸は東京府、神奈川県、入間(いるま)県と、三つにまたがっているため、水源を確保は難しく、三多摩郡を東京府に移管することが必要でした。当時、東京ではコレラ等の伝染病対策として、水道改良工事が進んでおり、玉川上水の水質保全のために、政府に東京府への移管を求めました。

しかし、思いがけない反対がありました。それは、南・西多摩郡(八王子・青梅等)に大きな勢力を持つ自由党(反政府党)でした。南・西多摩郡が東京府に移管は神奈川県の自由党は大変な損失であり、国会では、移管を賛成する立憲改進黨(政府党)と激しい対立を生んだが、政府が移管法案を提出し、僅か 10 日間の短い審議で明治 26 年



(1893) 2 月 28 日法案は議会で可決され、同年 4 月 1 日三多摩郡の東京府に編入が施行されました。